

## 質疑回答書

1. 公告番号 新潟市契約公告第 113 号
2. 調達件名 ①新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜小学校 外 50 校）  
 ②新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 55 校）  
 ③新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 54 校）

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

	質疑事項	回答
1	入札説明書 5(2) の各単価に割引単価・割引率を含めていただけないでしょうか。【様式 6 の 2】 契約単価兼積算内訳書に割引内容が反映できるよう加工・修正することを認めていただけないでしょうか。	加工修正は認めかねますので、割引後の総額から月ごとに割り替えした単価を算出し、入力してください。  その結果、小数点以下桁数が増えてしまったとしても問題ありません。
2	電力供給条件仕様書 3 (6) の提出先は各学校か教育委員会か、どちらでしょうか。	教育委員会学務課宛にお願いします。
3	電力供給条件仕様書 3(6) (8) (9) について、弊社では一部表記ができない項目(単価)があります。入札参加は可能でしょうか。協議に応じていただけますでしょうか。	原則としては、電力供給条件仕様書 3(6) (8) (9) の通りです。ただし、単価に関しては、協議に応じて電子データへの記載は不要とします。（単価は契約書に既定があり、毎月変わるものではないため）
4	【様式 1】 弊社では新潟市立学校の供給実績がありますが、電力供給実績一覧表（様式 4）は提出しなくてもよいでしょうか。その際の様式 1 への添付書類記載方法はどのようにすればよいでしょうか。（二重線で抹消か記載自体を消すか）	二重線で抹消してください。
5	【様式 3】 電力安定供給確約書の記載内容が現状と合っていません。一般電気事業者という表現は過去のもので、現在は一般送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）が正しい記載となります。また東北電力株式会社は他の新電力と同様の小売電気事業者であり、様式を別にする必要がありません。そもそも小売電気事業者では安定供給を確約することができないため、本様式提出の廃止を望みます。	内容については承知しました。 今回の入札に関しては、様式 3-1 でのご提出をお願いいたします。 様式 3-2 については、次回以降、廃止の方向で検討いたします。
6	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更	現時点で電力の契約に影響するような工事予定はありません。

	等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	
7	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。	協議には応じますが、一般電気事業者が値上げをしたという理由だけでは認められません。
8	検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。 また、ご請求が合計請求(複数施設を1枚にまとめる)の場合、各施設ごとに分けた検針結果の提出が出来かねてしまいますがその旨ご了承いただけますでしょうか。(複数施設の内訳が1枚にまとまっています。)	請求書の内訳をもって検針票に替えていただいて問題ありません。請求書に関しては、電力供給条件仕様書3(6)～(9)のとおりです。
9	上記の内訳について、データ形式のエクセル、CSVは必須でしょうか。	電力供給条件仕様書3(6)のとおり、電子データはエクセルかCSV形式でご提供ください。
10	(権利義務の譲渡の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	可能です。
11	計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』	可能です。
12	契約保証金免除方法について ①新潟市契約規則第34条(3)によると、 「過去2年の間に国又は地方公共団体その他の公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とありますが、一般競争入札参加申請書を提出する際に提出する電力供給実績一覧表及び添付資料により判断されますか。  ※①の質問に対する回答がそうではない場合、下記ご回答いただけますと幸いです。	落札後すみやかに契約保証金免除申請書を提出していただきます。  ②契約履行証明書、契約書の写しなどを添付していただきます。一般競争入札参加申請書ご提出いただいたものと相違なければ、その旨をお伝えただければ申請書のみのご提出で結構です。  ③そのとおりです。  ④問題ありません。  ⑤添付書類の必要箇所以外の黒塗りは可能です。最低限、契約期間と契約相手先(発注者)は確認できるようにお願いします。

	<p>②証明するために別途提出するものはありますか。</p> <p>③規模をほぼ同じくするとは、何を基準に判断されますか。供給実績と同様契約電力が3000kW以上でしょうか。</p> <p>④過去2年の間とはいつから数えて過去2年間とされますか。また供給終了日とその期間に入っていれば良いでしょうか。</p> <p>⑤②の質問の回答が契約書の写しの場合、確認箇所以外の黒塗りは可能でしょうか。また確認箇所(開示必須箇所)をご教示ください。</p>	
13	<p>電力供給条件仕様書の別紙1では、2回線受電の施設がございますが内訳書等では予備線および予備電源の記載がありません。こちらは誤りでしょうか。</p> <p>または、入札金額には含まないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>予備送電がある場合、種類は「予備線」、「予備電源」のどちらですか。契約電力(kW)を教えてください。</p>	<p>ご認識の通りです。</p> <p>正しくは「1回線受電」です。</p>